

介 護 サ ー ビ ス 事 業 者  
基 準 確 認 シ ー ト  
(令和3年4月改定基準)

指定特定施設入居者生活介護

指定介護予防特定施設入居者生活介護

事業所名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

記入者名 \_\_\_\_\_

記入年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

## 基準確認シートについて

### 1 趣 旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。

そこで、さいたま市では、法令及び関係通知を基に基準確認シートを作成しましたので、定期的に自己点検を行う等、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上のためにご活用ください。

### 2 実施方法

- ① 毎年定期的に基準確認を行って下さい。
- ② 複数の職員で検討の上、点検してください。
- ③ 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。
- ④ 判定について該当する項目がないときは、「いる・いない」に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。
- ⑤ この基準確認シートは、指定特定施設入居者生活介護の運営基準等を基に作成していますが、指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合には、指定介護予防特定施設入居者生活介護についても指定特定施設入居者生活介護の運営基準等に準じて（「特定施設入居者生活介護」を「介護予防特定施設入居者生活介護」に読み替えて）基準の確認を行ってください。

なお、網掛け部分については、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業独自の運営基準です。

「根拠法令」の欄は、次の事項を参照してください。

・「法」	介護保険法（平成9年法律第123号）
・「施行令」	介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
・「施行規則」	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
・「平11老企25」	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について （平成11年9月17日厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
・「平13老発155」	「身体拘束ゼロ作戦」の推進について （平成13年4月6日厚生労働省老健局長通知）
・「条例」	さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 （平成24年さいたま市条例第68号）
・「予防条例」	さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する 条例（平成24年さいたま市条例第69号）

### 電磁的方法について

サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、法令等において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの。）により行うことができます。（被保険者証に関するものを除く。）

※ 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法にしてください。

電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法で行ってください。

ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存す

る方法

サービス事業者又はサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、条例及び要綱において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができます。

- ※ 事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法により交付等を行うことができます。
  - ア 電磁的方法による同意は、例えば、電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。なお「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。
  - イ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。

- ※ 電磁的方法により記録・交付等を行う場合は、「平29ガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

## 介護サービス事業者 基準確認シート目次

第1	基本方針	1
第2	人員に関する基準	1
第3	設備に関する基準	5
第4	運営に関する基準	8
第5	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	28
第6	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並び 設備及び運営に関する基準	30
第7	変更の届出等	40
第8	その他	41

項 目	確 認 事 項	根拠法令
第1 基本方針	① 事業運営の方針は、基本方針に沿ったものとなっていますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> 特定施設入居者生活介護事業は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、要介護状態等となった場合でも、利用者が指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければなりません。	条例第197条第1項
	② 事業運営の方針は、基本方針に沿ったものとなっていますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> 介護予防特定施設入居者生活介護事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、利用者が指定介護予防特定施設において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければなりません。	予防条例第183条第1項
	③ 安定的かつ継続的な事業運営に努めていますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	条例第197条第2項 予防条例第183条第2項
第2 人員に関する基準 1 従業者の員数	※ 介護予防特定施設入居者生活介護と一体的に運営している場合は、3ページ以降の「2 介護予防特定施設入居者生活介護と一体的に運営されている場合の従業者の員数」において点検してください。	
(1) 生活相談員	① 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上配置していますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> ② 生活相談員のうち1人以上は、常勤の者を配置していますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	条例第198条第1項第1号 予防条例第184条第1項第1号  条例第198条第4項 予防条例第184条第4項
(2) 看護職員又は介護職員	① 常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上配置していますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> ② 常勤換算方法で、要支援者である利用者の数が10又はそのその端数を増すごとに1以上配置していますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> 看護職員は、次のいずれかに該当すること。 ア 看護師 イ 准看護師	条例第198条第1項第2号ア  予防条例第184条第1項第2号ア  条例第198条第1項第2号イ(7) 予防条例第184条第1項第2号イ(7)

	<p>④ 看護職員の数、利用者の数が30を超える特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第198条第1項第2号イ(イ) 予防条例第184条第1項第2号イ(イ)</p>
	<p>⑤ 常に1以上の指定特定施設入所者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p style="text-align: center;">介護サービスの提供内容に応じて介護職員の勤務体系を適切に定め、宿直時間帯を含めて適切な介護を提供できるようにしなければなりません。</p>	<p>条例第198条第1項第2号ウ 予防条例第184条第1項第2号ウ</p> <p>平11老企25第3の10の1(1)①</p>
	<p>⑥ 看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は常勤の者を配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 看護職員及び介護職員は、要介護者等に対するサービス提供に従事することを基本とするものですが、要介護者等のサービス利用に支障がないときに、要介護者等以外の当該特定施設の入居者に対するサービス提供を行うことは差し支えありません。</p> <p>※ これらの従業者が要介護者等に対してサービスを提供する者として、他の従業者と明確に区分するための措置が講じられており、この措置及び上記の趣旨が運営規程において明示されていることが必要です。</p>	<p>条例第198条第5項 予防条例第184条第5項</p> <p>平11老企25第3の10の1(2)</p>
<p>(3) 機能訓練指導員</p>	<p>① 機能訓練指導員は、1名以上配置されていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第198条第1項第3号 予防条例第184条第1項第3号</p>
	<p>② 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者が配置されていますか。(ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができます。)</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>機能訓練指導員は、次のいずれかの資格を有すること。 ア 理学療法士 イ 作業療法士 ウ 言語聴覚士 エ 看護職員 オ 柔道整復師 カ あん摩マッサージ指圧師 キ はり師、きゅう師</p> <p>※ 「キ はり師、きゅう師」については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6か月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を必要とします。</p>	<p>条例第198条第6項 予防条例第184条第6項</p> <p>平11老企25第3の10の1(3)</p>

(4) 計画作成担当者	① 計画作成担当者は、1以上配置されていますか。(利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とします。) <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	条例第198条第1項第4号 予防条例第184条第1項第4号
	② 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められる者が配置されていますか。(ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができます。) <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	条例第198条第7項 予防条例第184条第7項
2 指定介護予防特定施設入居者生活介護と一体的に運営されている場合の従業者の員数	※ 指定特定施設入居者生活介護事業者が介護予防指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合には、「1 従業者の員数」にかかわらず、特定施設従業者の員数は次のとおりとなります。	条例第198条第2項
(1) 生活相談員	① 常勤換算方法で、利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(介護予防サービスの利用者)の合計数(総利用者数)が100又はその端数を増すごとに1人以上配置していますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	条例第198条第2項第1号 予防条例第184条第2項第1号
	② 生活相談員のうち1人以上は、常勤の者を配置していますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	条例第198条第4項 予防条例第184条第4項
(2) 看護職員又は介護職員	① 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換方法で、利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上配置していますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> ※ 看護職員及び介護職員の合計数は、要介護者の利用者の数に、要支援として認定を受けている利用者1人を0.3人と換算して合計した利用者数をもとに、3又はその端数を増すごとに1以上と算出するものとします。	条例第198条第2項第2号ア 予防条例第184条第2項第2号ア  平11老企25 第3の10の1 (1)②
	② 看護職員の数、総利用者数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上配置していますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	条例第198条第2項第2号イ <sup>(7)</sup> 予防条例第184条第2項第2号イ <sup>(7)</sup>
	③ 看護職員の数、総利用者数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に総利用者数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置していますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	条例第198条第2項第2号イ <sup>(4)</sup> 予防条例第184条第2項第2号イ <sup>(4)</sup>

	<p>④ 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されていますか。(ただし、指定介護予防特定施設入居者介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りではありません。)</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 宿直時間帯は、それぞれの事業所ごとに利用者の状況に応じて、例えば午後9時から午前6時までなどと設定するものです。また、宿直時間帯には、宿直勤務を行う介護職員がいなければなりません。</p>	<p>条例第198条第2項第2号ウ 予防条例第184条第2項第2号ウ</p> <p>平11老企25 第3の10の1 (1)③</p>
	<p>⑤ 看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者を配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足够了。</p>	<p>条例第198条第8項 予防条例第184条第8項</p>
<p>(3) 機能訓練指導員</p>	<p>① 機能訓練指導員は、1名以上配置されていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第198条第2項第3号 予防条例第184条第2項第3号</p>
	<p>② 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者が配置されていますか。(ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができます。)</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>機能訓練指導員は、次のいずれかの資格を有すること。 ア 理学療法士 イ 作業療法士 ウ 言語聴覚士 エ 看護職員 オ 柔道整復師 カ あん摩マッサージ指圧師 キ はり師、きゅう師</p> <p>※ 「キ はり師、きゅう師」については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6か月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を必要とします。</p>	<p>条例第198条第6項 予防条例第184条第6項</p> <p>平11老企25 第3の10の1 (3)</p>
<p>(4) 計画作成担当者</p>	<p>① 計画作成担当者は、1以上配置されていますか。(総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とします。)</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第198条第2項第4号 予防条例第184条第2項第4号</p>



	<p>② 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画又は介護予防特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められる者が配置されていますか。（ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができます。）</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第198条第7項 予防条例第184条第7項</p>
3 利用者の数	<p>○ 利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値となっていますか。（ただし、新規に指定を受けた場合は、推定数によります。）</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第198条第3項 予防条例第184条第3項</p>
4 管理者	<p>○ 指定特定施設ごとに、専らその職務に従事する管理者が配置されていますか。（ただし、当該特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができます。）</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p> <p>指定特定施設の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該施設の管理業務に従事するものです。ただし、以下の場合であって、当該施設の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。</p> <p>ア 当該指定特定施設の特定施設従業者としての職務に従事する場合</p> <p>イ 同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等、特に当該施設の管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合</p>	<p>条例第199条 予防条例第185条</p> <p>平11老企25 第3の10の1 (4) (第3の8の1 (6)参照)</p>
第3 設備に関する基準 1 建物	<p>○ 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物となっていますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第200条第1項 予防条例第186条第1項</p>

	<p>上記にかかわらず、市長が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のア～ウのいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しません。</p> <p>ア スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>イ 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>ウ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p>	<p>条例第200条第2項 予防条例第186条第2項</p>
<p>2 設備</p>	<p>○ 一時介護室（一時的に利用者に移して指定特定施設入居者生活介護を行うための室）、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有していますか。（ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあつては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあつては、機能訓練室を設けないことができますものとしします。）</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p> <p>平成11年3月31日に現に存する有料老人ホームであつて、次のいずれにも該当するものとして厚生労働大臣が定めるものにあつては、浴室及び食堂を設けないことができますものとしします。</p> <p>ア 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを併設しており、入所者が当該養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができるものであること。</p> <p>イ 入所定員が50人未満であること。</p> <p>ウ 入所者から支払を受ける家賃並びに管理及び運営費の合計額が比較的低廉であること。</p> <p>エ 入所者から利用料、条例第205条第3項各号（予防条例第191条第3項各号）に掲げる費用及び家賃等以外の金品（一定期間経過後又は退所時に全額返還することを条件として入所時に支払を受ける金銭を除く。）の支払を受けないこと。</p> <p>機能訓練室については、同一敷地内にある若しくは道路を隔てて隣接する又は当該特定施設の付近にある等、機能訓練の実施に支障のない範囲内にある施設の設備を利用する場合も設けないことができます。</p>	<p>条例第200条第3項 予防条例第186条第3項 条例附則第10項 予防条例附則第11項</p> <p>平11老企25 第3の10の2(3)</p>

3 設備の基準 (1) 介護居室	① 1の居室の定員は、1人となっていますか。(ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができます。) <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> 「利用者の処遇上必要と認められる場合」とは、例えば夫婦で居室を利用する場合などであって、事業者の都合により一方的に2人部屋とすることはできません。なお、平18厚令33附則第2条により、既存の指定特定施設における定員4人以下の介護居室については、個室とする規定を適用しないものとします。	条例第200条第4項第1号ア 予防条例第186条第4項第1号ア  平11老企25 第3の10の2 (2)
	② プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さとなっていますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> 介護居室、一時介護室、食堂及び機能訓練室について「適当な広さ」については、面積による基準を定めることはせず、利用者の選択に委ねることとします。このため、具体的な広さについては、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項であり、利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示が必要となります。	条例第200条第4項第1号イ 予防条例第186条第4項第1号イ  平11老企25 第3の10の2 (3)
	③ 介護居室は、地階に設けていませんか。 <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p>	条例第200条第4項第1号ウ 予防条例第186条第4項第1号ウ
	④ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けてありますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	条例第200条第4項第1号エ 予防条例第186条第4項第1号エ
(2) 一時介護室	○ 介護を行うために適当な広さを有していますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	条例第200条第4項第2号 予防条例第186条第4項第2号
(3) 浴室	○ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっていますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	条例第200条第4項第3号 予防条例第186条第4項第3号
(4) 便所	○ 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	条例第200条第4項第4号 予防条例第186条第4項第4号
(5) 食堂	○ 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有していますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	条例第200条第4項第5号 予防条例第186条第4項第5号
(6) 機能訓練室	○ 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有していますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	条例第200条第4項第6号 予防条例第186条第4項第6号

<p>4 構造等</p>	<p>① 利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p style="text-align: center;">段差の解消、廊下の幅の確保等の配慮が必要です。</p>	<p>条例第200条第5項 予防条例第186条第5項</p> <p>平11老企25 第3の10の2 (4)</p>
<p>5 指定介護予防特定施設 の設備基準</p>	<p>○ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、指定特定施設の設備基準を満たすことをもって、指定介護予防特定施設の設備基準を満たしているものとみなすことができます。</p>	<p>予防条例第186条第8項</p>
<p>第4 運営に関する基準 1 入居に当たっての説明及び契約の締結等</p>	<p>① あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法、その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及びサービスの提供に関する契約を文書により締結していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>「入居申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項」とは、以下の項目等です。</p> <p>ア 運営規程の概要 イ 従業者の勤務の体制 ウ 介護居室、一時介護室、浴室、食堂及び機能訓練室の概要 エ 要介護状態区分に応じて当該事業者が提供する標準的な介護サービスの内容 オ 利用料の額及びその改定の方法 カ 事故発生時の対応 等</p> <p>わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければなりません。</p> <p>契約書においては、少なくとも、介護サービス内容及び利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載するものとします。</p> <p>なお、介護予防特定施設入居者生活介護の指定を併せて受ける場合にあつては、特定施設入居者生活介護事業と介護予防特定施設入居者生活介護の契約について別の契約書とすることなく1つの契約書によることができます。</p>	<p>条例第201条第1項 予防条例第187条第1項</p> <p>平11老企25 第3の10の3 (1)</p>
	<p>② ①の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p>	<p>条例第201条第2項 予防条例第187条第2項</p>

	<p>③ より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあつては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ①の契約に係る文書に明記していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第201条第3項 予防条例第187条第3項</p>
2 指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等	<p>① 正当な理由なく入居者に対するサービスの提供を拒んでいませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p>	<p>条例第202条第1項 予防条例第188条第1項</p>
	<p>② 入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p style="text-align: center;">この規定は、入居者が当該指定特定施設入居者生活介護事業者から指定特定施設入居者生活介護を受けることに同意できない場合もあること等から設けられたものです。</p>	<p>条例第202条第2項 予防条例第188条第2項</p> <p>平11老企25 第3の10の3 (2)</p>
	<p>③ 入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第202条第3項 予防条例第188条第3項</p>
	<p>④ 指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第202条第4項 予防条例第188条第4項</p>
3 受給資格等の確認	<p>① サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第217条(第12条第1項準用) 予防条例第198条(第46条の5第1項準用)</p>
	<p>② 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第217条(第12条第2項準用) 予防条例第198条(第46条の5第1項準用)</p>
4 要介護認定等の申請に係る援助	<p>① 利用申込者の要介護認定の申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第217条(第13条第1項準用) 予防条例第198条(第46条の6第1項準用)</p>
	<p>② 要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第217条(第13条第2項準用) 予防条例第198条(第46条の6第2項準用)</p>

<p>5 サービスの提供の記録</p>	<p>① サービスの開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、サービスの終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 指定特定施設入居者生活介護の提供を受けている者が居宅療養管理指導以外の居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスについて保険給付を受けることができないことを踏まえ、他の居宅サービス事業者等が当該利用者が指定特定施設入居者生活介護の提供を受けていることを確認できるよう、事業者は、サービスの開始に際しては当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、サービスの終了に際しては当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならないこととしたものです。</p>	<p>条例第204条第1項 予防条例第190条第1項</p> <p>平11老企25 第3の10の3 (3)①</p>
	<p>② 指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>サービスの提供日、サービスの内容、利用者の状況その他必要な事項を記録しなければならないこととしたものです。</p> <p>なお、当該記録は5年間保存しなければなりません。</p>	<p>条例第204条第2項 予防条例第190条第2項</p>
<p>6 利用料等の受領</p>	<p>① 法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 法定代理受領サービスとして提供される指定特定施設入居者生活介護についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額の1割（法の規定により保険給付の率が9割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものです。</p> <p>② 法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものです。</p> <p>③ ①、②の支払のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p>	<p>条例第205条第1項 予防条例第191条第1項</p> <p>平11老企25 第3の10の3 (4) (第3の1の3 (11)①)</p> <p>条例第205条第2項 予防条例第191条第2項</p> <p>平11老企25 第3の10の3 (4) (第3の1の3 (11)②)</p> <p>条例第205条第3項 予防条例第191条第3項</p>

	<p>ア 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用</p> <p>イ おむつ代</p> <p>ウ ア、イのほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p>	
	<p>※ ア又はウの費用については、次の各通知に基づき適切に取り扱ってください。</p> <p>アの費用：特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について（平成12年3月30日老企第52号）</p> <p>ウの費用：通所介護費等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）</p> <p>※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められません。</p>	<p>平11老企52 平11老企54</p> <p>平11老企25 第3の10の3 (4)②</p>
	<p>④ ③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第205条第4項 予防条例第191条第4項</p>
	<p>⑤ 指定特定施設入居者生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、厚生労働省令（施行規則第65条）で定めるところにより、領収証を交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法第41条第8項</p>
	<p>⑥ 介護保険法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、利用者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定施設入居者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定施設入居者生活介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>施行規則第65条</p>
7 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>○ 法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第217条(第22条準用) 予防条例第198条(第47条の2準用)</p>





<p>② 管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>平13老発155 2・3</p>
<p>③ 管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>改善計画に盛り込むべき内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 事業所内の推進体制</li> <li>イ 介護の提供体制の見直し</li> <li>ウ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続</li> <li>エ 事業所の設備等の改善</li> <li>オ 事業所の職員その他の関係者の意識啓発のための取組み</li> <li>カ 利用者の家族への十分な説明</li> <li>キ 身体拘束廃止に向けての数値目標</li> </ul>	<p>平13老発155 3・5</p>
<p>④ 「身体的拘束適正化検討委員会」の構成メンバーの責務及び役割分担を明確にし、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を定めていますか。また第三者や専門家（精神科専門医等）を活用していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差支えありません。</p> <p>※ 委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p>	<p>平11老企第25 第3の10の3(5)②</p>
<p>⑤ 身体的拘束等の適正化のために、以下のようなことを行っていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。</li> <li>イ 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。</li> <li>ウ 身体的拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。</li> <li>エ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。</li> <li>オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</li> <li>カ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。</li> </ul> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>平11老企第25 第3の10の3(5)②</p>

	<p>⑥ 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第206条第5項 平11老企25号 第3の10の3(5)①</p>
	<p>⑦ 記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>平13老発155 6</p>
	<p>⑧ 管理者は、「身体的拘束等の適正化のための指針」を以下のような項目を盛り込んで整備していますか。</p> <p>ア 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方</p> <p>イ 身体的拘束適正化検討委員会そのほか施設内の組織に関する事項</p> <p>ウ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針</p> <p>エ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針</p> <p>オ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針</p> <p>カ 入所者当に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</p> <p>キ そのほか身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>平11老企第25 第3の10の3(5)③</p>
	<p>⑨ 介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発を行っていますか。</p> <p>※指針に基づいた研修プログラムを作成し、年2回以上の定期的な教育を開催し、新規採用時には身体的拘束等の適正化の研修を実施していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>平11老企第25 第3の10の3(5)④</p>
10 特定施設サービス計画の作成	<p>① 管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第207条第1項</p>
	<p>② 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第207条第2項</p>

	<p>③ 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>利用者に対するサービスが総合的に提供されるよう、当該計画は、介護保険給付の対象とならない介護サービスに関する事項をも含めたものとします。</p> <p>なお、当該計画の作成及び実施に当たっては、利用者の希望を十分勘案するものとします。</p>	<p>条例第207条第3項</p> <p>平11老企25 第3の10の3 (6)</p>
	<p>④ 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第207条第4項</p>
	<p>⑤ 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第207条第5項</p>
	<p>⑥ 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第207条第6項</p>
	<p>⑦ 特定施設サービス計画の変更を行う際にも、②～⑤に準じて取り扱っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第207条第7項</p>
<p>1 1 介護</p>	<p>① 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>介護サービス等の実施に当たっては、利用者の人格を十分に配慮しなければなりません。</p>	<p>条例第208条第1項 予防条例第201条第1項</p> <p>平11老企25 第3の10の3 (7)①</p>
	<p>② 自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきを実施していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>入浴の実施に当たっては、自ら入浴が困難な利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により実施するものとします。</p> <p>なお、健康上の理由等で入浴の困難な利用者については、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとします。</p>	<p>条例第208条第2項 予防条例第201条第2項</p> <p>平11老企25 第3の10の3 (7)②</p>

	<p>③ 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>排せつの介助に当たっては、利用者の心身の状況や排せつ状況などをもとに自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとします。</p>	<p>条例第208条第3項 予防条例第201条第3項</p> <p>平11老企25 第3の10の3 (7)③</p>
	<p>④ ①～③のほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>入居者の心身の状況や要望に応じて、1日の生活の流れに沿って、食事、離床、着替え、整容などの日常生活上の世話を適切に行わなければなりません。</p>	<p>条例第208条第4項 予防条例第201条第4項</p> <p>平11老企25 第3の10の3 (7)④</p>
1 2 機能訓練	<p>○ 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第217条(第146条準用) 予防条例第205条(第135条準用)</p>
1 3 健康管理	<p>○ 看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第209条 予防条例第202条</p>
1 4 相談及び援助	<p>○ 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 常時必要な相談及び社会生活に必要な支援を行いうる体制をとることにより、積極的に入居者の生活の向上を図ることを趣旨とするものです。 なお、社会生活に必要な支援とは、入居者自らの趣味又は嗜好に応じた生きがい活動、各種の公共サービス及び必要とする行政機関に対する手続き等に関する情報提供又は相談です。</p>	<p>条例第210条 予防条例第203条</p> <p>平11老企25 第3の10の3 (8)</p>
1 5 利用者の家族との連携等	<p>○ 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を家族に定期的に報告する等常に利用者との家族の連携を図るとともに、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければなりません。</p>	<p>条例第211条 予防条例第204条</p> <p>平11老企25 第3の10の3 (9)</p>

16 利用者に関する市町村への通知	① 利用者が正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	条例第217条(第27条第1号準用) 予防条例第198条(第47条の3第1号準用)
	② 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	条例第217条(第27条第2号準用) 予防条例第198条(第47条の3第2号準用)
17 緊急時等の対応	○ サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定特定施設入居者生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> ※ サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものです。協力医療機関については、次の点に留意してください。 ア 協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。 イ 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。	条例第217条(第50条準用) 予防条例第198条(第48条準用)  平11老企25 第3の10の3 (18) (第3の2の3 (3))
18 管理者の責務	① 管理者は、従業者の管理及び指定特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	条例第217条(第51条第1項準用) 予防条例第198条(第49条第1項準用)
	② 管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	条例第217条(第51条第2項準用) 予防条例第198条(第49条第2項準用)
19 運営規程	○ 指定特定施設ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めていますか。 <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	条例第212条 予防条例第193条

	<p>運営規程には、次に掲げる事項を定めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 事業の目的及び運営の方針</li> <li>イ 特定施設従業者の職種、員数及び職務内容</li> <li>ウ 入居定員及び居室数</li> <li>エ 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</li> <li>オ 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続</li> <li>カ 施設の利用に当たっての留意事項</li> <li>キ 緊急時等における対応方法</li> <li>ク 非常災害対策</li> <li>ケ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>コ その他運営に関する重要事項</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エの「指定特定施設入居者生活介護の内容」については、入浴の介護の1週間における回数等のサービスの内容を指すものです。</li> <li>・ エの「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定特定施設入居者生活介護に係る利用料（1割負担等）及び法定代理受領サービスでない指定特定施設入居者生活介護の利用料を規定します。</li> <li>・ エの「その他の費用の額」としては、条例第205条第3項により徴収が認められている費用の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。</li> <li>・ カの「施設の利用に当たっての留意事項」は、利用者が指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項（入居生活上のルール、設備利用上の留意事項等）を指すものです。</li> <li>・ クの「非常災害対策」は、「22 非常災害対策」に示す非常災害に関する具体的計画を指すものです。</li> <li>・ コの「その他運営に関する重要事項」は、看護職員又は介護職員を、それぞれ他の従業者と明確に区分するための措置等を指すものです。</li> </ul> <p>また、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましいです。</p>	<p>平11老企25 第3の10の3 (10) (第3の1の3 (19)、 第3の8の3 (13)、第3 の6の3 (4))</p>
<p>20 勤務体制の確保等</p>	<p>① 利用者に対して適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係、計画作成担当者との兼務関係等を明確にしてください。</p>	<p>条例第213条第1項 予防条例第194条第1項</p> <p>平11老企25 第3の10の3(11)①</p>
	<p>② 当該指定特定施設の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供していますか。（ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではありません。）</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第213条第2項 予防条例第194条第2項</p>

※ 指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を他の事業者（以下「受託者」という。）に行わせる指定特定施設入居者生活介護事業者（以下「委託者」という。）は、当該受託者に対する当該業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければなりません。この場合において、委託者は受託者に委託した業務の全部又は一部を再委託させてはなりません。なお、給食、警備等の特定施設入居者生活介護に含まれない業務については、この限りではありません。

ア 当該委託の範囲

イ 当該委託に係る業務（以下「委託業務」という。）の実施に当たり遵守すべき条件

ウ 受託者の従業者により当該委託業務が特定施設入居者生活介護の運営基準に従って適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨

エ 委託者が当該委託業務に関し受託者に対し指示を行い得る旨

オ 委託者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨

カ 受託者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在

キ その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項

第3の10の3(1)②

③ 上記②のただし書きの規定により指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。

い る ・ い ない

③の委託業務の実施状況の確認結果に係る記録は、その完了の日から5年間保存しなければなりません。

②のウ及びオの確認の結果の記録を作成しなければなりません。

②のエの指示は、文書により行わなければなりません。

条例第213条第3項  
予防条例第194条  
第3項

条例第216条第2項  
第4号  
予防条例第197条  
第2項第5号

平11老企25  
第3の10の3(1)③

平11老企25  
第3の10の3(1)④

④ 特定施設従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。

い る ・ い ない

特定施設事業者は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他それに類する者を除きます。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなりません。

条例第213条第4項  
予防条例第194条  
第4項

	<p>⑤ 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた者により介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。</p> <p>※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）のとおりです。（令和4年4月1日から義務化となり、その間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるように努めてください。）</p> <p>特に留意すべき内容は次のとおりです。</p> <p>ア 事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>イ 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>※ 事業主が講じることが望ましい取組としては、</p> <p>ア 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>イ 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）</p> <p>ウ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）</p> <p>※ マニュアルや手引きについては、厚生労働省のホームページに掲載されているので、参考にしてください。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html</a></p>	<p>条例第213条第5項 予防条例第194条第5項</p> <p>平11老企25 第3の1の3(21)④</p>
<p>2.1 業務継続計画の策定等</p>	<p>① 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 令和6年3月31日までの間は、経過措置として、努力義務とします。</p> <p>※ 業務継続計画には、次の項目を記載してください。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品等の確保等）</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等の</p>	<p>条例第217条（条例第32条の2第1項準用） 予防条例第198条（予防条例第50条の2の2第1項準用）</p> <p>平11老企25 第3の1の3(22)①</p>



	<p>ライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)</p> <p>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p>	
	<p>② 事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p> <p>※ 感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。</p> <p>※ 新規採用時には定期的な研修とは別に実施することが望ましいです。</p> <p>※ 研修の内容については記録してください。</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>※ 訓練の実施は、机上を含め、その実施手段は問いません。机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	<p>条例第217条（条例第32条の2第2項準用）</p> <p>予防条例第198条（予防条例第50条の2の2第2項準用）</p> <p>平11老企25第3の1の3(22)②③④</p>
2 2 協力医療機関等	<p>① 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第214条第1項</p> <p>予防条例第195条第1項</p>
	<p>② あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 協力医療機関及び協力歯科医療機関は、特定施設から近距離にあることが望ましいです。</p> <p>※ 利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくものとします。</p>	<p>条例第214条第2項</p> <p>予防条例第195条第2項</p> <p>平11老企25第3の10の3(14)①</p> <p>平11老企25第3の10の3(14)②</p>
2 3 非常災害対策	<p>○ 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第217条(第101条準用)</p> <p>予防条例第198条(第96条準用)</p>

	<p>※ 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものです。</p> <p>関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえよう体制作りを求めることとしたものです。</p> <p>なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設にあつてはその者に行わせるものとします。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定特定施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとします。</p> <p>※ 特定施設事業者が前に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。</p>	<p>平11老企25 第3の10の3 (18) (第3の6の3 (7))</p>
<p>24 衛生管理等</p>	<p>① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>② 感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>上記のほか、次の点に留意してください。</p> <p>ア 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。</p> <p>ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p> <p>③ 指定特定施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じていますか。</p> <p>ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について通所介護従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>条例第217条(第102条第1項準用) 予防条例第198条(第109条第1項準用)</p> <p>条例第217条(第102条第2項準用) 予防条例第198条(第127条の2第2項準用)</p> <p>平11老企25 第3の10の3 (18) (第3の6の3 (8)①)</p> <p>条例第217条(第102条第2項第各号準用) 予防条例第198条(第127条の2第2項各</p>

- イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ウ 特定施設従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施すること。

いる ・ いない

※ 令和6年3月31日までの間は経過措置とし、努力義務とします。

※ 感染症の及びまん延の防止のための対策を検討する委員会については次のとおりです。

- ① 感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。
- ② 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めてください。
- ③ 概ね6月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して随時開催してください。
- ④ テレビ電話装置等を活用して行うことができます。その際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。
- ⑤ 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとしても差し支えありません。

※ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針については次のとおりです。

- ・ 「介護現場における感染対策の手引き」を参照し、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。
- 平常時：事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策）等
- 発生時：発生状況の把握、感染拡大防止、医療機関との連携、行政等への報告等

※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練については次のとおりです。

- ① 新規採用時には定期的な研修とは別に実施することが望ましいです。
- ② 研修の内容については記録してください。
- ③ 厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所の実態に応じて行ってください。
- ④ 発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施してください。
- ⑤ 訓練の実施は、机上を含め、その実施手段は問いません。机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。

号準用)

平11老企25  
第3の10の3 (18)  
(第3の6の3 (8)②)

25 掲示	<p>○ 指定特定施設の見やすい場所に、運営規程の概要、特定施設従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定特定施設内に備え付けることでも構いません。</p>	<p>条例第217条(第34条準用)  予防条例第198条(第50条の4準用)</p>
26 秘密保持等	<p>① 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p>	<p>条例第217条(第35条第1項準用)  予防条例第198条(第50条の5第1項準用)</p>
	<p>② 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じなければなりません。</p>	<p>条例第217条(第35条第2項準用)  予防条例第198条(第50条の5第2項準用)</p> <p>平11老企25  第3の10の3 (18)  (第3の1の3 (25) ②)</p>
	<p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りります。</p>	<p>条例第217条(第35条第3項準用)  予防条例第198条(第50条の5第3項準用)</p> <p>平11老企25  第3の10の3 (18)  (第3の1の3 (25) ③)</p>
27 広告	<p>○ 指定特定施設について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p>	<p>条例第217条(第36条準用)  予防条例第198条(第50条の6準用)</p>
28 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>・ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p>	<p>条例第217条(第37条準用)  予防条例第198条(第50条の7準用)</p>
29 地域との連携等	<p>① 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>地域に開かれた事業として行われるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。</p>	<p>条例第215条第1項  予防条例第196条第1項</p> <p>平11老企25  第3の10の3 (15)①</p>

	<p>② 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。</p> <p>「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。</p>	<p>条例第215条第2項 予防条例第196条第2項</p> <p>平11老企25 第3の10の3 (15)②</p>
30 苦情処理	<p>① 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第217条(第38条第1項準用) 予防条例第198条(第50条の8第1項準用)</p>
	<p>② 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。</p>	<p>条例第217条(第38条第2項準用) 予防条例第198条(第50条の8第2項準用)</p> <p>平11老企25 第3の10の3 (18) (第3の1の3 (28)②)</p>
	<p>③ 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第217条(第38条第3項準用) 予防条例第198条(第50条の8第3項準用)</p>
	<p>④ 市町村からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市町村に報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第217条(第38条第4項準用) 予防条例第198条(第50条の8第4項準用)</p>
	<p>⑤ 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第217条(第38条第5項準用) 予防条例第198条(第50条の8第5項準用)</p>
	<p>⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第217条(第38条第6項準用) 予防条例第198条(第50条の8第6項準用)</p>

3 1 事故発生時の対応	<p>① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第217条(第40条第1項準用)          予防条例第198条(第50条の10第1項準用)</p>
	<p>② ①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p> <p style="text-align: center;">事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、<b>5年間</b>保存しなければなりません。</p>	<p>条例第217条(第40条第2項準用)          予防条例第198条(第50条の10第2項準用)          平11老企25          第3の10の3 (18)          (第3の1の3 (30))</p>
	<p>③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第217条(第40条第3項準用)          予防条例第198条(第50条の10第3項準用)</p>
	<p>①～③のほか、以下の点に留意してください。</p> <p>ア 事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましいこと。</p> <p>イ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。</p> <p>ウ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</p>	<p>平11老企25          第3の10の3 (18)          (第3の1の3 (30))</p>
3 2 虐待の防止	<p>① 虐待の発生又はその再発を防止するために、次の措置を講じていますか。</p> <p>ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について特定施設従業者等に周知徹底を図ること</p> <p>イ 虐待の防止のための指針を整備すること</p> <p>ウ 特定施設従業者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年2回以上)に実施すること</p> <p>エ 上記ア～ウの措置を適切に実施するための担当者を置くこと</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p> <p>※ 令和6年3月31日までの間は経過措置として、努力義務とします。</p> <p>※ 虐待の防止のための研修及び訓練について次のとおりです。</p> <p>① 新規採用時には定期的な研修とは別に実施してください。</p> <p>② 研修の内容については記録してください。</p>	<p>条例第217条(条例第40条の2準用)          予防条例第198条(第50条の10の2準用)</p>

	<p>② 虐待防止委員会は、次のような事項について検討するとともに、その結果（事業所における虐待防止に対する体制、再発防止対策等）は、従業者に周知徹底を図っていますか。</p> <p>ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること  イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること  ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること  エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること  オ 従業者が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること  カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること  キ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 虐待の防止のための対策を検討する委員会については次のとおりです。</p> <p>① 管理者を含む、幅広い職種により構成します。  ② 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、定期的開催してください。  ③ 事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。  ④ テレビ電話装置等を活用して行うことができます。その際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。  ⑤ 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとしても差し支えありません。  ⑥ 虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が複雑かつ機微なものであることが想定されるため、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られないため、個別の状況に応じて慎重に対応してください。</p>	<p>平11老企25 第3の10の3 (16)①</p>
	<p>③ 虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込んでいますか。</p> <p>ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方  イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針  エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針  オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項  カ 成年後見制度の利用支援に関する事項  キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項  ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項  ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>平11老企25 第3の10の3 (16)②</p>
<p>3 3 会計の区分</p>	<p>○ 指定特定施設ごとに経理を区分するとともに、指定特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>条例第217条(第41条準用)  予防条例第198条(第50条の準用)</p>

	<p>※ 具体的な会計処理の方法等については、以下の通知を参考として適切に行ってください。</p> <p>ア 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年3月10日 老計第8号）</p> <p>イ 介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日 老振発第18号）</p> <p>ウ 介護保険。高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成24年3月29日 老高発329第1号）</p>	平11老企25 第3の10の3 (18) (第3の1の3 (32))
3 4 記録の整備	<p>① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	条例第216条第1項 予防条例第197条第1項
	<p>② 利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から<b>5年間</b>保存していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>ア 特定施設サービス計画</p> <p>イ 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>ウ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>エ 業務委託の確認結果等の記録</p> <p>オ 利用者に対する市町村への通知に係る記録</p> <p>カ 苦情の内容等の記録</p> <p>キ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	条例第216条第2項 予防条例第197条第2項
第5 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 1 指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針	<p>① 指定介護予防特定施設入居者生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	予防条例第199条第1項
	<p>② 自らその提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	予防条例第199条第2項
	<p>③ 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	予防条例第199条第3項
	<p>④ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	予防条例第199条第4項



	<p>⑤ 利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第199条第5項</p>
<p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針</p>	<p>① 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を把握し、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第200条第1号</p>
	<p>② 計画作成担当者は、利用者の希望及び利用者について把握された解決すべき課題を踏まえて、他の介護予防特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供する上での留意点、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防特定施設サービス計画の原案を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、介護予防特定施設入居者生活介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとします。</p> <p>なお、介護予防特定施設サービス計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。</p>	<p>予防条例第200条第2号</p> <p>平11老企25 第4の3の8 (2)①</p>
	<p>③ 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第200条第3号</p>
	<p>④ 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成した際には、当該介護予防特定施設サービス計画を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第200条第4号</p>
	<p>⑤ 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第200条第5号</p>
	<p>⑥ 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第200条第6号</p>

	<p>⑦ 計画作成担当者は、他の介護予防特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防特定施設サービスの提供の開始時から、当該介護予防特定施設サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防特定施設サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第200条第7号</p>
	<p>⑧ 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防特定施設サービス計画の変更を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第200条第8号</p>
	<p>⑨ ①～⑦は、⑧の介護予防特定施設サービス計画の変更について準用していますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例第200条第9号</p>
<p>第6 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準</p>	<p>「第1」から「第5」までにかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定特定施設であって、当該指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（基本サービス）及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者（受託居宅サービス事業者）により、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話（受託居宅サービス）の事業を行うものの基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、「第6」のとおりとなります。</p>	<p>条例第218条 予防条例第206条</p>
<p>1 基本方針</p>	<p>① 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっていますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第219条第1項 予防条例第207条第1項</p>
	<p>② 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第219条第2項 予防条例第207条第2項</p>
<p>2 従業者の員数 (1) 生活相談員</p>	<p>① 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上配置していますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第220条第1項第1号 予防条例第208条第1項第1号</p>

	<p>② 生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤となっていますか。(ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができます。)</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 「他の職務」は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る職務に限るものではなく、要介護者及び要支援者以外の当該特定施設の入居者に対する生活相談等のサービスの提供を含みます。</p> <p>※ 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換し、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設においては、当該医療機関併設型指定特定施設の入居者に対するサービス提供が適切に行われると認められる場合にあつては、実情に応じた適当数で構いません。</p>	<p>条例第220条第5項 予防条例第208条第5項</p> <p>平11老企25 第3の10の2の1(3)</p> <p>平成11老企25 第3の10の2の1(5)</p>
(2) 介護職員	<p>○ 常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1人以上配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第220条第1項 第2号 予防条例第208条第1項第2号</p>
(3) 計画作成担当者	<p>① 計画作成担当者は、1以上配置されていますか。(利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とします。)</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>② 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められる者が配置されていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>③ 計画作成担当者のうち1人以上は、常勤の者となっていますか。(ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができます。)</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 「他の職務」は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る職務に限るものではなく、要介護者及び要支援者以外の当該特定施設の入居者に対する生活相談等のサービスの提供を含みます。</p>	<p>条例第220条第1項 第3号 予防条例第208条第1項第3号</p> <p>条例第220条第6項 予防条例第208条第6項</p> <p>条例第220条第6項 予防条例第208条第6項</p> <p>平11老企25 第3の10の2の1(3)</p>

	<p>※ 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換し、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設においては、当該医療機関併設型指定特定施設の入居者に対するサービス提供が適切に行われると認められる場合にあっては、実情に応じた適当数で構いません。</p>	<p>平成11老企25 第3の10の2の1(5)</p>
(4) 利用者の数	<p>○ 上記(1)、(2)における利用者の数は、前年度の平均値となっていますか。(ただし、新規に指定を受けた場合は、推定数によります。)</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第220条第3項 予防条例第208条第3項</p>
(5) その他	<p>○ 常に1以上の指定特定施設の従業者が確保されていますか。(ただし、宿直時間帯にあっては、この限りではありません。)</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p> <p>「指定特定施設の従業者」は、外部サービス利用型特定施設従業者に限るものではなく、要介護者及び要支援者以外の当該特定施設の入居者に対して生活相談等のサービスを提供する者等を含みます。</p>	<p>条例第220条第4項 予防条例第208条第4項</p> <p>平11老企25 第3の10の2の1(2)</p>
3 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護と一体的に運営されている場合の従業者の員数	<p>※ 外部サービス型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合には、「2 従業者の員数」にかかわらず、外部サービス利用型特定施設従業者の員数は次のとおりとなります。</p>	<p>条例第220条第2項</p>
(1) 生活相談員	<p>① 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(介護予防サービスの利用者)の合計数(総利用者数)が100又はその端数を増すごとに1人以上配置していますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第220条第2項 第1号 予防条例第208条第2項第1号</p>
	<p>② 生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤となっていますか。(ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができます。)</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p> <p>「他の職務」は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る職務に限るものではなく、要介護者及び要支援者以外の当該特定施設の入居者に対する生活相談等のサービスの提供を含みます。</p>	<p>条例第220条第5項 予防条例第208条第5項</p> <p>平11老企25 第3の10の2の1(3)</p>

<p>(2) 介護職員</p>	<p>○ 常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以上及び介護予防サービスの利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>介護職員について、要介護者の利用者の数に、要支援者である利用者1人を要介護者3分の1人と換算して合計した利用者数をもとに、10又はその端数を増すごとに1以上と算出するものとします。</p>	<p>条例第220条第2項第2号 予防条例第208条第2項第2号</p> <p>平11老企25 第3の10の2の1(1)</p>
<p>(3) 計画作成担当者</p>	<p>① 計画作成担当者は、1以上配置されていますか。(総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とします。)</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第220条第2項第2号 予防条例第208条第2項第3号</p>
	<p>② 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められる者が配置されていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第220条第6項 予防条例第208条第6項</p>
	<p>③ 計画作成担当者のうち1人以上は、常勤の者となっていますか。(ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができます。)</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>「他の職務」は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る職務に限るものではなく、要介護者及び要支援者以外の当該特定施設の入居者に対する生活相談等のサービスの提供を含みます。</p>	<p>条例第220条第6項 予防条例第208条第6項</p> <p>平11老企25 第3の10の2の1(3)</p>
<p>(4) 利用者の数</p>	<p>○ 上記(1)、(2)における利用者及び介護予防サービスの利用者並びに総利用者数は、前年度の平均値となっていますか。(ただし、新規に指定を受けた場合は、推定数によります。)</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第220条第3項 予防条例第208条第3項</p>
<p>(5) その他</p>	<p>○ 常に1以上の指定特定施設の従業者が確保されていますか。(ただし、宿直時間帯にあっては、この限りではありません。)</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>「指定特定施設の従業者」は、外部サービス利用型特定施設従業者に限るものではなく、要介護者及び要支援者以外の当該特定施設の入居者に対して生活相談等のサービスを提供する者等を含みます。</p>	<p>条例第220条第4項 予防条例第208条第4項</p> <p>平11老企25 第3の10の2の1(2)</p>

4 管理者	<p>○ 指定特定施設ごとに、専らその職務に従事する管理者が配置されていますか。(ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができます。)</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第221条 予防条例第209条</p>
5 設備に関する基準 (1) 建物	<p>○ 指定特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>上記にかかわらず、市長が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のア～ウのいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しません。</p> <p>ア スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>イ 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>ウ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p>	<p>条例第222条第1項 予防条例第210条第1項</p> <p>条例第222条第2項 予防条例第210条第2項</p>
(2) 設備	<p>○ 居室、浴室、便所及び食堂を有していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換し、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に<u>浴室、便所及び食堂</u>を置かないことができるものとします。</p>	<p>条例第222条第3項 予防条例第210条第3項</p> <p>平11老企25 第3の10の2の2(5)</p>
(3) 設備の基準 ア 居室	<p>① 1の居室の定員は、1人となっていますか。(ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができます。)</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第222条第4項 第1号ア 予防条例第210条第4項第1号ア</p>

	② プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さとなっていますか。 <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	条例第222条第4項第1号イ 予防条例第210条第4項第1号イ
	③ 居室は、地階に設けていませんか。 <p style="text-align: right;">い ない ・ い る</p>	条例第222条第4項第1号ウ 予防条例第210条第4項第1号ウ
	④ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けてありますか。 <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	条例第222条第4項第1号エ 予防条例第210条第4項第1号エ
	⑤ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けていますか。 <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	条例第222条第4項第1号オ 予防条例第210条第4項第1号オ
イ 浴室	○ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっていますか。 <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	条例第222条第4項第2号 予防条例第210条第4項第2号
ウ 便所	○ 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていますか。 <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	条例第222条第4項第3号 予防条例第210条第4項第3号
エ 食堂	○ 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有していますか。 <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	条例第222条第4項第4号 予防条例第210条第4項第4号
(4) 構造等	① 利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有していますか。 <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	条例第222条第5項 予防条例第210条第5項
	② 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けていますか。 <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	条例第222条第6項 予防条例第210条第6項
	③ 構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによっていますか。 <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	条例第222条第7項 予防条例第210条第7項
(5) 外部利用型指定介護予防特定施設の設備基準	・ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、外部サービス利用型指定特定施設の設備に関する基準を満たすことをもって、外部サービス利用型指定介護予防特定施設の設備基準を満たしているものとみなすことができます。	予防条例第210条第8項

<p>6 運営に関する基準  (1) 入居に当たっての説明及び計画の締結等</p>	<p>① あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスの事業を行う事業所（受託居宅サービス事業所）の名称、受託居宅サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居（養護老人ホームに入居する場合は除く。）及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結していますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p> <p>「入居申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項」とは、以下の項目等です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 運営規程の概要</li> <li>イ 従業者の勤務の体制</li> <li>ウ 外部サービス利用型指定特定入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容</li> <li>エ 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称並びに居宅サービスの種類</li> <li>オ 居室、浴室及び食堂の概要</li> <li>カ 要介護状態区分又は要支援の区分に応じて当該事業者が提供する標準的な介護サービスの内容</li> <li>キ 安否確認の方法及び手順</li> <li>ク 利用料の額及びその改定の方法</li> <li>ケ 事故発生時の対応 等</li> </ul> <p>わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければなりません。</p> <p>契約書においては、少なくとも、介護サービスの提供の方法、利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載するものとします。</p>	<p>条例第223条第1項  予防条例第211条第1項</p> <p>平11老企25  第3の10の2の3(1)</p>
	<p>② ①の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めていませんか。</p> <p style="text-align: right;">い ない ・ い る</p>	<p>条例第223条第2項  予防条例第211条第2項</p>
	<p>③ より適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ①の契約に係る文書に明記していますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第223条第3項  予防条例第211条第3項</p>
<p>(2) 受託居宅サービスの提供</p>	<p>① 特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い ない</p> <p>「必要な措置」とは、例えば、外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業所の従業者による会議を開催し、利用者への介護サービス提供等に係る情報伝達、特定施設サービス計画作成に当たっての協議等を行うことです。</p>	<p>条例第224条第1項  予防条例第216条第1項</p> <p>平11老企25  第3の10の2の3 (2)  ①</p>



	<p>② 受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービス事業者による介護サービス提供の実施状況を把握するため、介護サービス提供の日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させることとしたものです。</p>	<p>条例第224条第2項 予防条例第216条第2項</p> <p>平11老企25 第3の10の2の3 (2) ②</p>
(3) 運営規程	<p>○ 指定特定施設ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>運営規程には、次に掲げる事項を定めるものとします。</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針</p> <p>イ 外部サービス利用型特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>ウ 入居定員及び居室数</p> <p>エ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>オ 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地</p> <p>カ 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続</p> <p>キ 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>ク 緊急時等における対応方法</p> <p>ケ 非常災害対策</p> <p>コ 虐待防止のための措置に関する事項</p> <p>サ その他運営に関する重要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エの「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容」については、利用者の安否の確認、生活相談、計画作成の方法等を指すものです。</li> <li>・ サの「その他運営に関する重要事項」については、従業者間で利用者に緊急時対応等を行った場合の内容について共有するための方法を定めてください。 また、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましいです。</li> </ul>	<p>条例第225条 予防条例第212条</p> <p>平11老企25 第3の10の2の3 (3) ①</p> <p>平11老企25 第3の10の2の3 (3) ②</p>
(4) 受託居宅サービス事業者への委託	<p>① 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第226条第1項 予防条例第213条第1項</p>
	<p>② 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第226条第2項 予防条例第213条第2項</p>

<p>③ 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定福祉用具貸与及び指定認知症対応型通所介護となっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第226条第3項 予防条例第213条第3項</p>
<p>④ 事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護を提供する事業者と、①の方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第226条第4項 予防条例第213条第4項</p>
<p>⑤ ③の受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスのうち、④により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、①の方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第226条第5項 予防条例第213条第5項</p>
<p>⑥ ③の指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、指定特定施設と同一の市内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において受託居宅サービスが提供される契約を締結していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第226条第6項 予防条例第213条第6項</p>
<p>⑦ 受託居宅サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第226条第7項 予防条例第213条第7項</p>
<p>⑧ 受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例第226条第8項 予防条例第213条第8項</p>
<p>①～⑧のほか、次の点に留意してください。</p> <p>(1) 受託居宅サービス事業者に対する委託に係る業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければなりません。この場合において、事業者は受託居宅サービス事業者に委託した業務を再委託させてはなりません。</p> <p>ア 当該委託の範囲</p> <p>イ 委託業務の実施に当たり遵守すべき条件</p> <p>ウ 受託居宅サービス事業者の従業者により当該委託業務が運営基準に従って適切に行われていることを事業者が定期的に確認する旨</p> <p>エ 事業者が当該委託業務に関し受託居宅サービス事業者に対し指示を行い得る旨</p>	<p>平11老企25 第3の10の2の3 (4)</p>

	<p>オ 事業者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるようエの指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを事業者が確認する旨</p> <p>カ 受託居宅サービス事業者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</p> <p>キ その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p> <p>(2) (1)のウ及びオの確認の結果の記録を作成しなければならないこと。</p> <p>(3) (1)のエの指示は、文書により行わなければならないこと。</p> <p>(4) 条例第227条第2項の規定に基づき、(1)のウ及びオの確認の結果の記録を5年間保存しなければならないこと。</p> <p>(5) 1の居宅サービスを提供する受託居宅サービス事業者は、複数の事業者とすることも可能であること。</p> <p>(6) 事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護、指定通所介護のサービスを提供する事業者とあらかじめ契約し、法第70条第1項及び施行規則第123条第1項により、当該受託居宅サービス事業者及び当該受託居宅サービス事業所の名称及び所在地を記載した書類を市長に提出しなければならないこと。</p> <p>(7) 条例第226条第7項は、受託居宅サービス事業者は、業務について必要な指揮命令をすることを規定しているが、当該指揮命令には、「身体的拘束等の禁止」、「秘密保持等」、「事故発生時の対応」及び「緊急時の対応」の規定において求められている内容が、当該外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の提供に当たる受託居宅サービス事業者の従業者によっても遵守されることを確保する旨が含まれること。</p>	
(5) 特定施設サービス計画の作成	<p>特定施設サービス計画の作成に当たっては、「第4の10」(条例第207条)によるほか、次の事項に留意してください。</p>	平11老企25 第3の10の2の3(6)
	<p>① 計画作成担当者は、他の外部サービス利用型特定施設従業者と受託居宅サービス事業者と協議の上、特定施設サービス計画の原案を作成していますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い な い</p> <p>② 受託居宅サービス事業者のサービス計画(訪問介護計画、訪問看護計画、通所介護計画等)は、特定施設サービス計画と整合が図られていますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い な い</p>	条例第228条(第207条準用)
(6) 記録の整備	<p>① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い な い</p>	条例第227条第1項 予防条例第214条第1項
	<p>② 利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から<b>5年間</b>保存していますか。</p> <p style="text-align: right;">い る ・ い な い</p>	条例第227条第2項 予防条例第214条第2項

	<p>ア 特定施設サービス計画  イ 受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録  ウ 受託居宅サービスに係る業務の実施状況について確認した結果等の記録  エ 市町村への通知に係る記録  オ 苦情の内容等の記録  カ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  キ 提供した具体的なサービスの内容等の記録  ク 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  ケ 業務を委託した他の事業者の業務の実施状況について確認した結果等の記録</p> <p>※「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。）により一連のサービス提供が終了した日を指します。受託居宅サービスに係る業務の実施状況の確認の記録については、業務の実施状況について確認した日、指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合に、その実施状況の確認を行う記録については、業務の実施状況について確認した日を指します。</p>	<p>平11老企25  第3の10の2の3(5)</p>
(7) 準用	<p>第4の2～10、14～18、20～31は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用します。</p>	<p>条例第228条  予防条例第215条・  第217条</p>
<p>第7 変更の届出等</p>	<p>① 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>「事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項」とは、次の事項です。</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地  イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名  ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等  エ 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要  オ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴  カ 運営規程  キ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約内容を含む。）  ク 介護支援専門員（介護支援専門員として業務を行う者に限る。）の氏名及びその登録番号</p>	<p>法第75条第1項</p> <p>施行規則第131条第1項</p>

	<p>② 当該指定居宅サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>次に掲げる事項を届け出なければなりません。</p> <p>ア 廃止し、又は休止しようとする年月日  イ 廃止し、又は休止しようとする理由  ウ 現に指定居宅サービスを受けている者に対する措置  エ 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間</p>	<p>法第75条第2項</p> <p>施行規則第131条第4項</p>
<p>第8 その他  1 法令遵守等の業務管理体制の整備</p>	<p>① 要介護者（要支援者）の人格を尊重するとともに、介護保険法又は介護保険法に基づく命令を遵守し、要介護者（要支援者）のために忠実にその職務を遂行しなければなりません。この義務が確保されるよう、次の基準に従い業務管理体制を整備していますか。</p> <p>ア 事業所・施設の数が20未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令遵守責任者の選任をすること。</li> </ul> <p>イ 事業所・施設の数が20以上100未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令遵守責任者の選任をすること。</li> <li>・ 業務が法令に適合することを確保するための規定を整備すること。</li> </ul> <p>ウ 事業所・施設の数が100以上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令遵守責任者の選任をすること。</li> <li>・ 業務が法令に適合することを確保するための規定を整備すること。</li> <li>・ 業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。</li> </ul> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法第115条の32第1項  施行規則第140条の39</p>
	<p>② ①で定めた業務管理体制を届け出ていますか。</p> <p>ア 届出先</p> <p>(ア) さいたま市内のみにすべての指定事業所などが所在する事業者 <span style="float: right;">さいたま市長</span></p> <p>(イ) 埼玉県のみすべての指定事業所等が所在する事業者で(ア)以外の事業者 <span style="float: right;">埼玉県知事</span></p> <p>(ウ) 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在する事業者</p> <p style="margin-left: 20px;">i 事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 <span style="float: right;">厚生労働大臣</span></p> <p style="margin-left: 20px;">ii 事業所等が2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 <span style="float: right;">主たる事務所の所在する都道府県知事</span></p> <p>イ 届出事項</p> <p>(ア) 事業者の名称  (イ) 主たる事務所の所在地  (ウ) 代表者の氏名・生年月日・住所・職名  (エ) 法令遵守責任者の氏名・生年月日  (オ) 業務が法令に適合することを確保するための規定の概要（事業所・施設の数20以上の場合）  (カ) 業務執行の状況の監査の方法の概要（事業所・施設の数100以上の場合）</p>	<p>法第115条の32第2項  施行規則第140条の40第1項</p>

		い る ・ い ない	
	③ ②で届出を行った事項に変更があったときは、遅滞なく届け出ていますか。	い る ・ い ない	法第115条の32第3項 施行規則第140条の40第2項
	④ ②で届出を行った届出先の区分に変更があったときは、変更前の届出先と、変更後の届出先の双方に届け出ていますか。	い る ・ い ない	法第115条の32第4項 施行規則第140条の40第3項
2 介護サービス情報の報告及び公表	① さいたま市長が毎年定める報告に関する計画に従い、指定情報公表センターへ基本情報と運営情報を報告していますか。	い る ・ い ない	法第115条の35第1項 施行令第37条の2 施行規則第140条の44～46
	② 報告後、指定情報公表センターにより公表されていますか。	い る ・ い ない	法第115条の35第2項 施行規則第140条の46